

## 犬山市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、自転車乗車中の交通事故による人的被害の重大化防止を図ることを目的として交付する犬山市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金(以下「補助金」という。)について、犬山市補助金等交付規則(昭和56年規則第10号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童生徒等 市の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定による住民基本台帳(以下「住民基本台帳」という。)に記録された住所に現に居住する者で、第6条の申請の日の属する年度の末日において7歳以上18歳以下の年齢となるものをいう。

(2) 高齢者 市の住民基本台帳に記録された住所に現に居住する者で、第6条の申請の日の属する年度の末日において65歳以上であるものをいう。

(3) 保護者 児童生徒等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒等を現に監護する者及び児童生徒等の親族で、社会通念上児童生徒等を保護する責任があるものをいう。

(4) ヘルメット 自転車乗車中に事故の衝撃から頭部を守ることを目的として設計、製造され、安全性の認証を受けた保護帽(新品に限る。)をいう。

(補助対象者)

**第3条** 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 児童生徒等が使用するヘルメットを購入した保護者

(2) 本人又はその配偶者が使用するヘルメットを購入した高齢者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。

(1) 犬山市税条例（昭和29年条例第17号）第3条に規定する市税及び犬山市国民健康保険条例（昭和36年条例第19号）第7条に規定する国民健康保険税を滞納している者

(2) 犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

（補助対象経費）

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当該年度中にヘルメットの購入に要した費用とする。

（補助金の額等）

**第5条** 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、2,000円を限度とする。

2 補助金は、ヘルメットの使用者1人につき1回に限り交付する。

（補助金の交付申請）

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した日から2月末までに、犬山市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) ヘルメットの購入に係る費用の領収書等（支払いが確認できる書類）の写し

(2) 購入したヘルメットが安全性の認証を受けたものであることを明らかにするカタログ、パンフレット、説明書等の写し

(3) 調査承諾書（様式第2）

(4) 犬山市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付請求書（様式第3）

(5) 振込先の金融機関の名称、口座番号及び口座名義人がわかる書類の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

**第7条** 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、犬山市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

（財産の処分制限）

**第8条** 前条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係るヘルメット（以下「対象ヘルメット」という。）について補助金の交付の日から起算して1年間は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、売却し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により承認を受けた交付決定者に当該承認に係る対象ヘルメットの処分による収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（損害賠償）

**第9条** ヘルメットを使用して生じた事故、自転車の故障等に係る損害については、市は、その賠償責任を負わない。

（雑則）

**第10条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に購入するヘルメットについて適用する。

#### 附 則（令和3年9月9日要綱第127号）

- 1 この要綱は、令和3年9月9日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

#### 附 則（令和4年3月15日要綱第27号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則（令和 5 年 3 月 16 日要綱第 28 号）**

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる。

**附 則（令和 6 年 3 月 21 日要綱第 26 号）**

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。